

答 申 第 2 2 1 号  
平成18年3月23日

千葉県選挙管理委員会  
委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月18日付け千選管第128号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された平成17年6月17日付け千  
選管第55号の2及び平成17年7月6日付け千選管第66号の1で行った行政文書不開  
示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月17日付け千選管第55号の2及び平成17年7月6日付け千選管第66号の1で行った行政文書不開示決定（以下両決定を併せて「本件決定等」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

過去の異議申立ての決定において、介護保険法の通所介護事業者の鋸南町が同事業を一般会計で処理するのが違法であるのが明らかとなったのに、それと違う解釈をしていたのでその根拠となった書類が対象である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、市町村の行う保健福祉事業に関する事務を所掌していないことから、異議申立人が請求する文書を作成又は取得する必要がなく、そのような文書を保有していない。

また、実施機関では、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務を所管していないことから、介護事業者が実施する事業について介護保険法上の適否を判断する必要がなく、異議申立人が請求する文書を作成又は取得する必要がない。

したがって、異議申立人が請求する書類をいずれも保有していないことから、本件決定等を行った。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件請求等及び本件決定等について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年5月31日付けで「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合については、H11. 7. 27付厚生省からの事務連絡「いわゆる「公設民営」等の取扱いについて」で明らかなのに違う解釈ができることについてわかる書類」の行政文書開示請求、平成17年6月8日付けで「別添とお

に写しを添付)」の行政文書開示請求（以下両請求を併せて「本件請求等」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求等に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないとして、本件決定等を行った。

(2) 本件請求等に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求等に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、介護保険法の施行に関する事務を所掌しておらず、介護事業者が実施する事業について介護保険法上の適否を判断する必要がなく、本件請求等に係る文書を作成又は取得する必要がなく、そのような文書を保有していないと説明する。

確かに、地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理すると規定している。

一方、介護保険法の施行に関する事務は、知事の権限に属する事務であるから、実施機関が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、実施機関が介護保険法の施行に関する事務を所管せず、本件請求等に係る行政文書を保有していないと説明し、また、実施機関が保有する行政文書の中に、本件請求等の趣旨を満たす文書の存在も確認できないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求等に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定等は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 18	諮問書の受理
17. 9. 22	実施機関の理由説明書の受理
18. 2. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年2月20日現在)